

京都市告示第 328 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限りません。）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年12月21日

京都市長 榎本頼兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	豊園水0001号	下京区因幡堂町702番地の1地先 同町728番地の2地先	

(建設局土木管理部道路明示課)